

請求書の押印省略に関する Q & A

No.	質 問	回 答
○対象となるもの		
1	押印が省略できる書類は何か	令和6年11月1日以降に発行される請求書が対象となります。契約書・請書・見積書は引き続き押印が必要です。
2	従来どおり、請求書に押印したものを提出できるか	押印された請求書の取扱いに変更はありません。
3	補助金等の請求も同様の取扱いになるか	例規等の規定により押印が必要なものもありますので、担当課へ確認してください。
○押印省略の方法		
4	押印省略する場合の記載方法とは	請求書に「発行責任者及び担当者」の欄を設け、役職（所属）・氏名及び連絡先（電話番号）を必ず記載してください。
5	発行責任者とは、どのような者か	代表取締役又は支店長など、社内において権限の委任を受けた役職者や請求書等を発行するにあたり責任を有する方のことをいいます。
6	担当者とは、どのような者か	請求書の発行・送付等の事務を担当する方のことをいいます。
7	責任者と担当者が同じ場合は、どのように記載するのか	責任者の役職・氏名・連絡先を記入し、担当者は「同上」を記載しても構いません。
8	代表者と発行責任者と担当者が同じ場合は、省略できるか	代表者の職名・氏名等省略できません。発行責任者の役職、氏名、連絡先は記載してください。
9	発行責任者や担当者の氏名について、名字のみの押印でも良いか	氏名（フルネーム）の記載が必要です
10	連絡先はメールアドレスでも良いか	請求書に不明な点があった場合に、直接連絡する必要があることから電話番号を記載してください。電話での対応が困難であるなど合理的配慮が必要な場合は、電話番号に加えてメールアドレスを記載してください。
○電子メール等による提出		
11	請求書を電子メールで提出することは可能か	電子メールで提出いただく場合は、印影の有無にかかわらず、「責任者及び担当者の役職・氏名・連絡先」の記載が必要になります。
12	請求書のファイル形式に指定はあるか	改ざん防止のため、すべてPDF形式の添付ファイルとしてください
13	FAXでの提出も可能か	誤送信、紛失の危険性、解像度の保持などの観点からFAXによる提出は受けられません。
○その他		
14	押印を省略した請求書の内容に訂正がある場合は、訂正印で修正できるか	押印を省略した請求書については修正ができません。お手数ですが、再度作成をお願いします。
15	委任状の押印も省略できるか	委任状の押印は省略できません。